

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                                  |
|-------|---------------------------------------|
| 38    | 物価高騰対応重点支援給付金(住民税非課税世帯支援給付金(追加分))支給事務 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

朝霞市は、物価高騰対応重点支援給付金(住民税非課税世帯支援給付金(追加分))支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

当該事務については、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を認識し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

朝霞市長

## 公表日

令和8年4月1日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | 物価高騰対応重点支援給付金(住民税非課税世帯支援給付金(追加分))支給事務  |
| ②事務の概要                   | ・令和6年11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」として、令和6年度住民税非課税世帯を対象に1世帯あたり3万円を支給する。<br>・特定個人情報ファイルは、物価高騰対応重点支援給付金の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 |
| ③システムの名称                 | 非課税世帯給付金システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| 物価高騰対応重点支援給付金ファイル        |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表項番135<br>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第73条<br>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条                            |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ]<br><br><選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定  |
| ②法令上の根拠                  | 【情報照会】<br>番号法第19条第8号<br>番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 表項番160<br>【情報提供】<br>提供なし  |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | 低所得者支援給付金(追加分)支給プロジェクト・チーム   |
| ②所属長の役職名                 | 低所得者支援給付金(追加分)支給プロジェクト・チームリーダー   |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
|                          |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先                      | 朝霞市 市長公室 市政情報課 市政情報係<br>埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話048-463-1759   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| 連絡先                      | 朝霞市 福祉部 生活援護課 生活援護総務係<br>埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話048-423-3593  |
| 9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した   |  |
| 適用した理由                   |  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和6年12月13日 時点  |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 令和6年12月13日 時点  |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類   |           |  |
|---|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]   |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。                              |           |  |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)  |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 3. 特定個人情報の使用  |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ]委託しない</span>                              |           |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ○ ]提供・移転しない</span> |           |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か  | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)</span>          |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か   | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                 |  |   |
|---------------------------------|--|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か     | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない |  |   |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か           | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠                           | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 |   |



## 変更箇所

| 変更日        | 項目                                | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-----------------------------------|---|--|------|-----------|
| 令和6年12月16日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務①事務の名称 | 物価高騰対応重点支援給付金(住民税非課税世帯支援給付金)支給事務  | 物価高騰対応重点支援給付金(住民税非課税世帯支援給付金(追加分))支給事務  | 事後   | 補正予算成立後   |
| 令和6年12月16日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要 | ・国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱に基づき、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)における低所得者支援として、令和6年度新たに非課税となった世帯に対して1世帯あたり10万円を支給する。                                | ・令和6年11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」として、令和6年度住民税非課税世帯を対象に1世帯あたり3万円を支給する。   | 事後   | 補正予算成立後   |
| 令和6年12月16日 | I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署      | 低所得者支援・定額減税調整給付金支給プロジェクト・チーム  | 低所得者支援給付金(追加分)支給プロジェクト・チーム   | 事後   | 補正予算成立後   |
| 令和6年12月16日 | I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名 | 低所得者支援・定額減税調整給付金支給プロジェクト・チームリーダー  | 低所得者支援給付金(追加分)支給プロジェクト・チームリーダー   | 事後   | 補正予算成立後   |
| 令和6年12月16日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数                | 令和6年7月1日時点  | 令和6年12月13日時点   | 事後   | 補正予算成立後   |
| 令和6年12月16日 | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数                | 令和6年7月1日時点  | 令和6年12月13日時点   | 事後   | 補正予算成立後   |
| 令和7年4月1日   | 公表日                               | 令和6年12月16日  | 令和7年4月1日   | 事後   |           |
| 令和7年4月1日   | 公表日                               | 令和6年4月1日  | 令和7年4月1日   | 事後   |           |
| 令和8年4月1日   | 公表日                               | 令和7年4月1日  | 令和8年4月1日   | 事後   |           |
| 令和8年4月1日   | I 関連情報<br>3. 個人番号の利用<br>法令上の根拠    | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の101の項<br>・番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第74条<br>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表項番135<br>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第73条<br>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 | 事後   |           |

| 変更日      | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|---|--|---|------|-----------|
| 令和8年4月1日 | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | <b>【情報照会】</b><br>・番号法第19条第8号及び別表第二の121の項<br>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4<br><b>【情報提供】</b><br>提供なし | <b>【情報照会】</b><br>・番号法第19条第8号<br>・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 表項番160<br><b>【情報提供】</b><br>提供なし | 事後   |           |